第四十五条の三第一項中「助言」を「助言並びに」に改め、「講習会の指定等」の下に「に関する事務」を加え、「第十八条の六第一号及び第十八条の七第一項の規定並びに第五条第二項から第七項までの規定による指定保育士養成施設の指定等、法第十八条の八第二項の規定による保育士試験、同条第三項の規定による保育士試験委員の設置、法第十八条の九、第十八条の十（法第十八条の十一第二項において準用する場合を含む。）及び第十八条の十三から第十八条の十七までの規定による保育士の登録等、法第十八条の二十の三第一項の規定による報告の受理、法第十八条の二十の四第二項」を「第一章第七節第一款の規定及び第二章第一節の規定による保育士に関する事務、法第十八条の二十四第一項の規定による体制の整備に関する事務、法第一章第七節第三款の規定及び第二章第二節の規定による保育士の不足に対応するための措置に関する事務、法第十八条の三十六第二項」に、「又は援助」を「又は援助並びに」に改め、「場の設置等」の下に「に関する事務」を加え、「係る質問等」を「関する事務並びに法第三十三条の十六の規定による報告の受理等」に改め、同条第六項中「第三十三条の十五第三項」を「第三十三条の十五（法第三十三条の十六の二第三項において準用する場合を含む。）」に改め、「第五十九条第五項の規定」の下に「（これらの規定のうち、都道府県に係る部分に限る。）」を加え、同項後段を削り、同条第八項中「以内に」と」の下に「、法第三十三条の十六第一項中「事業又は施設」とあるのは「事業、里親、施設又は一時保護」と、法第三十三条の十六の二中「措置実施都道府県知事」とあるのは「措置実施児童相談所設置市の長」と」を加える。

（地方自治法施行令の一部改正）

第二条　地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

第百七十四条の二十六第一項中「助言」を「助言並びに」に改め、「という。）の指定等」の下に「に関する事務」を加え、「第十八条の六第一号及び第十八条の七第一項並びに同令第五条第二項から第七項までの規定による指定保育士養成施設（同号に規定する指定保育士養成施設をいう。第百七十四条の四十九の二第一項第九号において同じ。）の指定等、同法第十八条の八第二項の規定による保育士試験、同条第三項の規定による保育士試験委員の設置、同法第十八条の九、第十八条の十（同法第十八条の十一第二項において準用する場合を含む。）及び第十八条の十三から第十八条の十七まで並びに同令第七条、第九条、第十一条から第十三条まで及び第十五条の規定による指定試験機関（同法第十八条の九第一項に規定する指定試験機関をいう。第百七十四条の四十九の二第一項第十二号において同じ。）の指定等、同法第十八条の二十の二まで及び同令第十六条から第二十条までの規定による保育士（同法第十八条の四に規定する保育士をいう。第百七十四条の四十九の二第一項第十三号において同じ。）の登録等、同法第十八条の二十の三第一項の規定による報告の受理」を「第一章第七節第一款及び同令第二章第一節の規定による保育士に関する事務、同法第十八条の二十四第一項の規定による体制の整備、同法第十八条の二十六第三項（同法第十八条の二十七第二項において準用する場合を含む。）の規定による同意」に、「第十八条の二十の四第二項」を「第十八条の三十六第二項」に、「通知等、」を「通知等並びに」に改め、「又は援助」の下に「に関する事務」を加え、「係る質問等」を「関する事務並びに同法第三十三条の十六の規定による報告の受理等」に、「第百七十四条の四十九の二第一項第二十六号」を「第百七十四条の四十九の二第一項第二十三号」に、「第百七十四条の四十九の二第一項第二十二号」を「第百七十四条の四十九の二第一項第十九号」に、「及び第百七十四条の四十九の二第一項第二十七号」を「並びに第百七十四条の四十九の二第一項第二十号及び第二十四号」に、「及び第百七十八号」を「並びに第百七十四条の四十九の二第一項第二十九号及び第二十六号」に、「第百七十四条の四十九の二第一項第四十一号」を「第百七十四条の四十九の二第一項第三十八号」に改め、同条第五項中「第三十三条の十五第三項」を「第三十三条の十五（同法第三十三条の十六の二第三項において準用する場合を含む。）」に改め、「第五十九条第五項の規定」の下に「（これらの規定のうち、都道府県に係る部分に限る。）」を加え、「同法第三十三条の十二第一項及び第三項、第三十三条の十三並びに第三十三条の十五第一項、第二項及び第四項並びに」を削り、同条第七項中「以内に」と」の下に「、同法第三十三条の十六第一項中「事業又は施設」とあるのは「事業、里親、施設又は一時保護」と、同法第三十三条の十六の二中「措置実施都道府県知事」とあるのは「措置実施指定都市の市長」と」を加える。

第百七十四条の四十九の二第一項第九号から第十一号までを次のように改める。

九　児童福祉法第一章第七節第一款及び児童福祉法施行令第二章第一節の規定による保育士に関する事務

十　児童福祉法第十八条の二十四第一項の規定による体制の整備に関する事務

十一　児童福祉法第一章第七節第三款及び児童福祉法施行令第二章第二節の規定による保育士の不足に対応するための措置に関する事務

第百七十四条の四十九の二第一項第十二号から第十四号までを削り、同項第十五号中「第十八条の二十の四第二項」を「第十八条の三十六第二項」に改め、同号を同項第十二号とし、同項中第十六号を第十三号とし、第十七号を第十四号とし、同項第十八号中「に係る質問等」を削り、同号を同項第十五号とし、同項中第十九号を第十六号とし、第二十号から第二十二号までを三号ずつ繰り上げ、同項第二十三号中「防止等」の下に「（一時預かり事業、病児保育事業若しくは妊産婦等生活援助事業又は母子生活支援施設、保育所若しくは同法第三十三条の十第一項に規定する認可外保育施設に係るもの（同法第三十三条の十六の規定による報告の受理等及び同法第三十三条の十六の二の規定による同条第一項に規定する措置実施都道府県知事による通知の受理等を除く。）を除く。）」を加え、同号を同項第二十号とし、同項中第二十四号を第二十一号とし、第二十五号から第四十四号までを三号ずつ繰り上げる。

第百七十四条の四十九の二第二項中「関係中核市の市長」と、同法」を「関係中核市の市長」と、同法第三十三条の十第二項中「次の各号」とあるのは「次の各号（第三号及び第六号を除く。）」と、同項第一号中「児童自立生活援助事業、一時預かり事業、小規模住居型児童養育事業、意見表明等支援事業又は妊産婦等生活援助事業」とあるのは「一時預かり事業、病児保育事業又は妊産婦等生活援助事業」と、同項第四号中「乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童館、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設又は児童自立支援施設」とあるのは「母子生活支援施設又は保育所」と、同項第五号中「認可外保育施設又は指定発達支援医療機関」とあるのは「認可外保育施設」と、同法」に改め、同条第三項中「第三十三条の十五第三項、第三十五条第六項」を「第三十三条の十五（同法第三十三条の十六の二第三項において準用する場合を含む。）」に、「第三十五条第六項」を「第三十三条の十五」に、「第百七十四条の四十九の二第一項第二十八号」に改める。